

諮問庁：国立大学法人神戸大学

諮問日：平成29年6月12日（平成29年（独個）諮問第38号）

答申日：平成29年9月6日（平成29年度（独個）答申第42号）

事件名：本人が送信した電子メールに係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

下記の5文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

文書1 【原議書】法人文書の管理について

文書2 【電子メール】法人文書の管理について

文書3 【電子メール】法人文書の管理について

文書4 【電子メール】【回答】法人文書の管理について

文書5 弁護士訪問時に持参した経緯説明書

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人神戸大学（以下「神戸大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年2月27日付け神大情報開示第230号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 審査請求の趣旨

「開示請求者以外の第三者の氏名」のうち、弁護士相談の相手方の弁護士の氏名の開示を求める。

「弁護士打ち合わせ内容」の全ての開示を求める。

不開示部分のうち、合計得点の開示を求める。

イ 審査請求の理由

(ア) 弁護士の氏名を開示すべきとの主張について

原処分は、弁護士相談の相手方である弁護士の氏名は、法14条2号に該当するため、不開示とされている。

しかし、弁護士が、その主たる業務である弁護士業を営む範囲における情報は、事業を営む個人に関する情報であって、法14条2号の対象からは、明確に除外されている。事業を営む個人に関する情報は、法人と同様の扱いをするべきことから、適用を検討すべき条項は、同条3号となる。

処分庁の説明によれば、当該弁護士は、処分庁の顧問弁護士であるとのことである。すなわち、弁護士資格を有する者が、処分庁との契約に基づき、対価を得る見返りとして、その職務として法律相談を受け付けているのであるから、事業を営む個人の当該事業に関する情報であることは明らかである。

したがって、当該弁護士の氏名を、法14条2号該当性を理由に不開示とする原処分は、明らかに法の適用を誤った違法な処分であり、取り消しを免れない。

(イ) 打ち合わせ内容を開示すべきとの主張について

A 争訟に係る事務への支障について

原処分は、弁護士との打ち合わせ内容は、法14条5号二に該当するため、不開示とするとしている。

処分庁は、審査請求人が過去にした保有個人情報開示請求に係る審査請求事案（以下「先行事案」という。）が、現在審理中であることを理由に、法14条5号二に定める「争訟に係る事務」に該当するものと判断しているとみられる。ここでいう争訟とは、訴訟に限らず不服申立ても含むとされているが、争訟の帰趨に影響する全ての情報を不開示とする趣旨ではない。

本件は、先行事案において、審査会から送付された理由説明書の写しを見分したところ、明らかに不当な内容が記載されていたため、その説明を求める趣旨で、処分庁に対して質問内容を記載したメールを送付したことに端を発する。打ち合わせ内容は、これに対する対応を検討した内容を記載した資料であるから、開示請求の時点で進行中である争訟に係る情報が記載されていることに異論はない。

しかし、先行事案の原因は、処分庁が、文書の不存在を理由に不開示決定をしたにも関わらず、その不存在の理由を決定通知書に記載しないという明らかに行政手続法に反した処分をしたことであり、本来的には、審査請求を待つまでもなく、処分の段階で適切に対応してしかるべきであった。なおかつ、審査請求人が、文書が存在しない理由を知ったのは、審査会から理由説明書の写しの送付を受けたことによるものが初めてであり、処分庁から直接に説明を受けることはなかった。しかも、当該理由説明書の写

しには、審査請求人の個人情報情報を紛失したなどという信じがたい内容が記載されていた。

審査請求人が質問をしたのは、処分庁が瑕疵ある処分をしたということのみならず、個人情報情報の紛失という重大な事実を、個人情報情報の本人に直接知らせようとしない姿勢に、疑念を抱かざるを得なかったためである。また、そもそも開示請求が争訟にまで発展したのも、処分庁が明らかに瑕疵ある処分をしたためであり、かつそれに対して釈明することすら拒んだため、やむを得ず審査請求したものである。

法14条5号ニが、争訟に係る情報を不開示としているのは、契約と列挙されていることから明らかなように、ルールに則った正々堂々とした戦いの場を確保する趣旨である。すなわち、正当に公の場で主張することは認めるが、不当に相手をおとしめることがないよう規制することを目的とする。

本件に翻ってみれば、処分庁は、自身が誹りを受けるべき行為をしたことについて、その相手方からその不当性を追及されているものであり、それが審査請求という形で争訟に発展しているから、その争訟が継続中であることを理由に不開示としている。自らの行いが原因となった争訟を理由に不開示情報該当性を主張することは、おのが行いを顧みることのない、不実極まりない姿勢である。そのような考え方であるからこそ、平然と違法な処分をし、かつそれに対する適切な弁明も拒むという、恥を知らないことができると思えない。

そもそも、原処分の不当性を問われている事案一般について、開示すると処分庁の地位が不当に脅かされる情報が存在するとの主張そのものが、審査請求人としては理解しがたい。処分庁が、原処分に正当性があると考えのならば、その情報は正々堂々と被処分者に主張すれば良く、またそうすることが行政手続法の要請である。逆に、先行事案に、客観的に見て不当な事実があるのであれば、それは素直に認めてしかるべきであり、それを開示したことによって争訟における処分庁の地位が脅かされたとしても、それは自らの行いに原因があつてのことであり、何ら不当なものではない。

処分庁は、処分庁における法人文書開示請求及び保有個人情報開示請求に対する意思決定の権限は、神戸大学情報公開・個人情報保護審査委員会が有すると説明する。当該審査委員会は、自らの判断として、自身が意思決定した審査委員会の議事要旨上の、自分たち審査委員会委員の氏名を不開示としている。名前も明ら

かにすることなく議決する機関が、どれほど責任を自覚して、争訟への支障が、単なる可能性の程度を越えて蓋然性を認めるに足るだけのものと主張しているか、甚だ疑問である。

したがって、審査請求人としては、原処分は是認できるものではないと考えるから、審査請求の趣旨のとおり主張する。

B 争訟と関わりのない情報について

審査請求人が質問した事項の一部は、先行事案とは直接には関係のない事項である。すなわち、法人文書の管理状況を監査する、必要に応じて責任者に報告する、適切に個人情報を取り扱うよう研修を行うなどということは、法令等を見れば義務付けられていることが明らかである。そもそもこれらの規定が置かれているのは、行政機関等の透明性を確保し、所要の説明責任を果たすためであり、法47条など個別の規定を持ち出すまでもなく、適切に応答する必要がある。すなわち、これらに係る情報は、開示請求や審査請求を待つまでもなく回答してしかるべきものであり、これらの情報までもが、争訟事務に支障を及ぼす蓋然性があるものとの主張は、相当ではない。

したがって、審査請求人は、原処分には理由がないと考えるから、審査請求の趣旨のとおり主張する。

C 説明責任の観点からの文書の位置付けについて

開示文書を見分したところ、原義書には、回答メールの案と、参考資料として弁護士との打ち合わせ内容が添付されているが、案文の作成と打ち合わせの中間段階を示す文書は存在しない。

行政機関等が意思決定を行う場合には、通常、最終的な案だけではなく、その案に至るまでの検討内容を示す文書を、参考資料として添付する。このようにすることで、決裁権者に裁可を仰ぐ際の説明資料にする、後日同様の案件が生じた場合に参考にする、関係者から説明を求められた場合の根拠資料にすること等を予定している。

本件の開示文書を見ると、案に至るまでの検討内容を示す文書は、弁護士との打ち合わせ内容の記録のみである。当該文書の右上に「(参考)」と記載されていることから明らかなように、弁護士は処分庁の意思決定を担う立場にはなく、あくまでも専門家の見地からアドバイスをしているに過ぎない。すなわち、当該文書そのものは、意思決定の過程を示す文書ではなく、意思決定の過程を示す文書の参考として存在すると考えるのが相当である。

本来であれば、意思決定の過程を示す文書を作成及び保存することで、上記に示したとおり、事務を円滑に行うことを志向して

しかるべきである。しかし、処分庁の説明によれば、事実として作成はしておらず、口頭で意思決定をしたとのことである。事案によっては、文書によらず口頭で意思決定がされることは、審査請求人も認めるところであるから、処分庁が、文書が存在しない旨をその責任において説明する限りは、その是非を争うものではない。しかし、そうであるならば、意思決定の過程そのものが記録に残らない代わりに、その妥当性を担保するものとして、弁護士との打ち合わせ記録は、相応の取り扱いをしてしかるべきである。

審査請求人としては、仮に意思決定の過程を示す文書が存在しているのであれば、必ずしも弁護士との打ち合わせ記録が開示されるべきものとは考えない。それは、既に上記で触れたように、弁護士との打ち合わせ内容は、意思決定そのものではなく、意思決定の参考でしかないためである。しかし、当該文書は、現に意思決定の過程を客観的に説明しうる唯一の文書であるから、単なる参考資料に留まらず、意思決定の妥当性を担保する重要な文書である。かかる場合において、説明責任と争訟への支障を比較した場合に、後者が勝ると言えるだけの合理的な説明は、現在までのところ処分庁からはなされていない。

したがって、審査請求人は、原処分には理由がないと考えるから、審査請求の趣旨のとおり主張する。

(ウ) 合計得点を不開示としたことについて

合計得点について、法人の事務事業への支障を理由に不開示としたことは失当であると考えため。

合計得点と個別の採点は、採点作業においては性質の異なるものであり、個別の性質を考慮の上で、それぞれがいかなる理由で法に定める不開示事由に該当するかを説明せず、これらを一律に事務事業への支障を理由に不開示としたことは、不当な処分である。

また、別添資料のとおり意見を述べる。

(本答申では別添資料は省略)

(2) 意見書

ア 「交渉又は争訟」の解釈について

(ア) 審査請求人と諮問庁の主張の相違について

法14条5号ニは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある情報を不開示情報として定めるところ、諮問庁は、「弁護士相談メモ」の「弁護士打ち合わせ内容」が当該情報に該当すると判断し、不開示

としている。

「交渉又は争訟」の解釈について、審査請求人は、審査請求書の「審査請求の理由」（上記（１）イ）において、「処分庁は、審査請求人が過去にした保有個人情報開示請求に係る審査請求事案（以下「先行事案」という。）が、現在審理中であることを理由に、法１４条５号ニに定める「争訟に係る事務」に該当するものと判断しているとみられる。」と述べるように、本件審査請求における「争訟」とは、これに先行する審査請求事案（平成２８年（独個）諮問第２７号）をいうものと解釈した上で、原処分が違法である旨を主張する。

これに対して、諮問庁は、本件審査請求に係る理由説明書において、「諮問庁が「不回答」とした対応への是非そのものについての諮問庁と審査請求人の間に存在する見解ないし立場の相違が本件開示請求の背景にあり、諮問庁と請求人とはこの点について交渉を重ねている」という「一連の経緯」を、「「交渉又は争訟」と解釈した」と述べるように、本件審査請求における「交渉又は争訟」を、先行事案に限らず、これに端を発する審査請求人と諮問庁とのやりとりをも含むものと解釈し、当該解釈を前提として、審査請求人の批判は当たらないとの主張を展開する。

以上を小括すると、審査請求人と諮問庁は、次の２点で異なる解釈をしていると考えられる。すなわち、条文上で該当する文言を「争訟」ではなく「交渉又は争訟」と解釈している点と、これらの文言に該当する具体的な内容を、先行事案ではなく、「諮問庁が「不回答」とした対応への是非そのものについての諮問庁と審査請求人の間に存在する見解ないし立場の相違」「について交渉を重ねている」と解釈している点である。

このことについて、諮問庁の解釈の妥当性を次の（イ）で検討する。なお、上述の２つの相違点については、実質的には同じ論点によるものであると考えられるから、以下では前者についてのみ述べることとし、後者については割愛する。

（イ）「交渉」と「争訟」のいずれに該当するかについて

諮問庁は、「諮問庁が「不回答」とした対応への是非そのものについての諮問庁と審査請求人の間に存在する見解ないし立場の相違が本件開示請求の背景にあり、諮問庁と請求人とはこの点について交渉を重ねている」という「一連の経緯」を、「「交渉又は争訟」と解釈した」と述べるが、「交渉」と「争訟」のいずれに該当するかについて、理由説明書からは明らかではない。このことについて、以下で順に検討する。

A 「交渉」への該当性について

「交渉」の意味することについて、法上の解釈は必ずしも明らかではないが、少なくとも、辞書上の定義によれば、「ある事を実現するために、当事者と話し合うこと。かけあうこと。」（大辞林第3版）であるとされている。このことについて、以下で順に検討する。

(a) 法及び神戸大学の保有する個人情報の管理に関する指針との関係からの批判

先行事案における原処分は、審査請求人が開示を求めた自己を本人とする保有個人情報の一部について、諮問庁が法人文書の不存在を理由に不開示決定処分としたものである。

審査請求人は、当該処分について、諮問庁が存在しないとした法人文書の一部は、神戸大学法人文書管理規則別表第2（別添1）に定める保存期間を徒過していないから、法人文書が存在しないとの決定は不合理であるとし、また、当該処分の決定通知書には、「文書不存在で不開示とします」と記載されているのみであった（別添2）から、存在するはずの法人文書が存在しない合理的な理由を説明していないとして、瑕疵ある違法な処分であると主張し、審査請求を提起した。

これに対して諮問庁は、先行事案に係る理由説明書（別添3）及びその後審査会に提出した文書（平成29年1月4日付け神大情報開示第215-12号「文書不存在として諮問した一部科目答案用紙の発見について」、別添4）において、保存すべき審査請求人の保有個人情報を誤って廃棄又は紛失したこと及び再度又は再々度の探索により新たに保有個人情報が発見されたことを明らかにした。

以上より、諮問庁が、審査請求人の個人情報を違法に取り扱っていたことは、客観的事実として認められることは明らかである。

審査請求人は、審査会から送付された先行事案に係る理由説明書の写しにより、上記事実を了知し、またこのことについて諮問庁から何ら直接の弁明がなかったことから、諮問庁の個人情報の取り扱いに不安を覚え、個人情報の管理体制をどのように構築しているか、先行事案により判明した保有個人情報の亡失等の原因をどのように考えているか等について質問する趣旨で、諮問庁に対して電子メールを送付した。これに対して、諮問庁は、その質問内容のほとんどについて、「回答する理由が見当たらないため不回答とします」と記載した電子メール（以

下、「本件回答」という。)を送付した(別添5)。

これに対して審査請求人は、本件回答に至った経緯を確認する趣旨で、本件審査請求に係る保有個人情報開示請求を行った。

諮問庁は、以上の経緯を踏まえた上で、質問に対する回答を求める審査請求人と、回答することは要しないと判断する諮問庁との間で、「見解ないし立場の相違」があり、その判断の検討内容を開示することは、「争訟における本学の当事者としての地位が不当に害されるおそれがある」と主張していると考えられる。

自己を本人とする個人情報は、当該個人の思想及び人格と密接に関わるものであるだけでなく、これが不適切に取り扱われたり、正確に記録されていなかったりする場合には、当該個人の権利利益を不当に侵害する恐れがある。したがって、個人情報を保有する独立行政法人等は、相当程度に注意を払ってこれを取り扱うべきであることはいうまでもないが、個人情報の本人にあっても、自らこれを管理する権利を有すると解するのが相当であるとして、法12条1項に基づく保有個人情報開示請求権、同27条1項に基づく保有個人情報訂正請求権及び同36条1項に基づく保有個人情報利用停止請求権が、それぞれ創設されたものである。また、これらの実体法上の権利に基づく請求によるものでなくとも、独立行政法人等の公的性質に鑑み、一般的に求められる責務として、法47条は、独立行政法人等に対して、「個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない」旨を定めている。

また、諮問庁は、神戸大学の保有する個人情報の管理に関する指針第15の1において、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合には、「総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人(保有個人情報等によって識別される特定の個人をいう。)への対応等の措置を講ずるものとする」旨を定め、同指針第1に定める「個人情報及び特定個人情報等の保護の観点から適正な管理を行うこと」の実現を志向している。

なお、諮問庁と同趣旨の指針又はこれに類する規定を持つとみられる独立行政法人等一般については、「平成27年度における独立行政法人等個人情報保護法の施行の状況について」(別添6)Ⅲ3(4)表16(P135)より、平成27年度に発生した個人情報の不適正管理事案の94.1パーセントで、「本人等への情報提供」が行われていることが確認できるから、

個人情報の漏えい等の事案が発生した場合の対応としては、個人情報の本人へ適切に対応することが、実務上も一般的であるとみられる。

以上の法令等の規定及び実務上の取り扱いを踏まえれば、自らの個人情報の取り扱いに不安を覚えた当該個人情報の本人が、違法な個人情報の取り扱いをしている事実が明らかな独立行政法人等に対して、その違法性を問いただした場合に、これに適切に応答することは、もはや争いようがなく、独立行政法人等に対しては、苦情に対して適切に応答することの一事のみが許されていると考えるが相当である。諮問庁は、審査請求人の質問に対して回答するかしないかには、「見解ないし立場の相違」が存在し得ると解しているとみられるが、かかる解釈は法の趣旨はもとより、自ら定める指針の趣旨を没却するものであり、合理的な解釈であるとはとうてい考えられない。

したがって、本件における客観的事実を踏まえた上では、もはや「交渉」なるものが存在する余地はないから、「諮問庁が「不回答」とした対応への是非そのものについての諮問庁と審査請求人の間に存在する見解ないし立場の相違が本件開示請求の背景にあり、諮問庁と請求人とはこの点について交渉を重ねている」という「一連の経緯」を、「交渉」と解釈したものである」との主張は、失当である。

(b) 「交渉を重ねている」との主張への反論

諮問庁は、理由説明書において、「諮問庁が「不回答」とした対応への是非そのもの」について、審査請求人と諮問庁とで「交渉を重ねている」と述べる。

確かに、諮問庁が本件回答を送付した特定日A以降に、審査請求人と諮問庁との間で、面談を3度行っている事実が存在する（特定日B、特定日C及び特定日D。以下、「本件面談」という。）。しかし、本件面談は、いずれも審査請求又は処分を前提としたものであって、諮問庁が主張するように、「諮問庁が「不回答」とした対応への是非そのもの」について、面談を行ったものではない。

例えば、本件面談のうち、本件回答が送付された直後である特定日Bに行った面談は、先行事案等に係り諮問庁が提出した理由説明書（国立大学法人神戸大学第215-5号及び同第215-9号）について、改めて諮問庁が原処分を妥当と考える理由を問うたものである。以下の会話の記録を見れば明らかなように、審査請求人としては、当該理由説明書の内容が意味不

明であり、とうてい処分の妥当性を説明するに足るものとは思えなかったため、改めて処分の理由を問いただしたものであるが、本件回答の是非についてことさら議論に挙がったとの認識はない。

（「会話の記録」については、本答申では省略）

これとは別に、特定日C及び特定日Dに行われた面談も、その主目的は、別途請求していた保有個人情報開示請求等の開示の実施を受けることであり、その後の会話も、特定日Bの面談と同じく、不開示理由等についてその判断理由を問うものであった。さらに、その問うた内容も、法の解釈上、あまりに初歩的すぎる誤りがあることについて問いただしたものであり、諮問庁は、その誤りを後に認める（別添7）程度に苦しい弁明に終始していた。いずれの日も、このようなやり取りに終始し、面談は終了しているから、その内容が本件回答の是非を問うものではなかったことは明らかである。

したがって、諮問庁が主張するとおり「諮問庁が「不回答」とした対応への是非そのものについての諮問庁と審査請求人の間に存在する見解ないし立場の相違」が存在するとしても、このことについて「交渉」なるものを実施した実績はなく、諮問庁の解釈には、その前提となる事実の認識に重大な誤認が存在するから、諮問庁の主張は失当である。

（c）語義に基づく反論

上記（b）のとおり、審査請求人は、本件面談は、「諮問庁が「不回答」とした対応への是非そのものについての諮問庁と審査請求人の間に存在する見解ないし立場の相違」をめぐるものではないと考える。しかし、審査請求人の当該主張が認められないとしても、少なくとも本件面談は、「交渉」には当たらないと主張する。

本件面談において、審査請求人が諮問庁に対して、種々の疑義を提示したところ、諮問庁は、これに対して答えに窮するか、間違った説明に終始するばかりであった。例えば、特定日Bの面談において、先行事案について、行政手続法8条の定めにより必要とされる理由付記ができない状態であるにもかかわらず、なぜ処分を急いだのかと問うたところ、特定職員は、理由付記に瑕疵ある処分は違法であることは認識していたが、とりあえず処分したなどという意味不明な弁明を行い、これに対して発言の真意を更に追及したところ、答えに窮して黙り込んでしまった。

本件面談のうちその余のものにおいても、例えば、諮問庁がその業として業務を依頼した弁護士の名や、法人文書開示請求に対する決定等において重要な職責を担う神戸大学情報公開・個人情報保護審査委員会委員の名を不開示情報と判断するなど、あまりに初歩的な誤りがあることを指摘したところ、明確な回答が出ないままに面談が終わっている。なお、諮問庁は、後日になって、これらの指摘をおおむね認めている（別添7及び8）。

「交渉」とは、前述のとおり、「ある事を実現するために、当事者と話し合うこと。かけあうこと。」（大辞林第3版）を意味するところ、本件面談は、審査請求人が処分の明確な誤りを一方的に追及するだけで、これに対する諮問庁の明確な応答はなく、「話し合」ってもいないし、言葉の「かけあ」いにもなっていない。自他ともに認める間違いを一方的に追及されているだけの場を、「交渉」と解すことが妥当であるとは言いがたい。また、処分の理由を説明したり、違法な処分を取り消したりすることは、法律上義務付けられていることであり、「交渉」なるものが存在する余地はない。よって、本件面談の実質からいっても、諮問庁の解釈が合理的なものであるとはいえない。

B 「争訟」への該当性について

法14条5号二にいう「争訟」の解釈については、「「争訟」とは、訴訟に限らず、行政不服審査法その他の法令に基づく行政上の不服申立を含む」（個人情報保護法の逐条解説（第4版）、宇賀克也、P307）とされている。また、辞書上の定義によれば、「訴えを起こして、争うこと。現在では、法律上の権利義務や法律関係の存在・形成に関しての当事者間の具体的な争い、または、その争いについて公の機関が裁断・解決をする手続き。」（大辞林第3版）とされている。これらの定義からも明らかなように、本件面談は、争訟外の単なる話し合いといった類いのものに過ぎないから、法14条5号二における「争訟」に該当しないことは明らかである。

ただし、A(a)に示したとおり、本件面談は、先行事案に端を発しているから、「争訟」である先行事案から派生したものであるとして、広義の「争訟」であるとの解釈が考え得る。

しかし、先行事案は、既に審査請求に対する決定がなされ、当該決定により審査請求人が先行事案で主張した審査請求の趣旨は、実質的には全てが認容されている（別添9）。したがって、「争

訟」は既に完結しているから、法14条5号ニが保護する対象である「争訟」に該当するとは言いがたい。

よって、審査請求人としては、「諮問庁が「不回答」とした対応への是非そのものについての諮問庁と審査請求人の間に存在する見解ないし立場の相違が本件開示請求の背景にあり、諮問庁と請求人とはこの点について交渉を重ねている」という「一連の経緯」を、「争訟」「と解釈した」との主張は、是認することができない。

イ 諮問庁のその余の主張について

以上より、諮問庁の主張には、その前提となる法の解釈及び事実の認識に明らかな誤りがあるから、個別の主張を検討するまでもなく、その主張は失当である。

引用文献

・宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説（第4版）』有斐閣

出典

・「平成27年度における法の施行の状況について」（抜粋）

（本答申では別添資料は省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の対象事案について

平成29年1月26日付けで保有個人情報開示請求があり、同年2月27日付けで原処分を行ったところ、同年3月6日付けで審査請求があった。本件は原処分について諮問を行うものである。

2 審査請求対象につき、不開示とした部分とその理由

本件審査請求の対象となっている文書1について、「開示請求者以外の第三者の氏名」については開示請求者以外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため、法14条2号に該当するとして不開示とした。また、「弁護士打ち合わせ内容」については、交渉又は争訟に係る事務に関し当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、同条5号ニに該当し、不開示とした。

また、文書5について「答案用紙採点及び問題毎の配点」はこれらを公にすることにより評価基準等が推測され、以降の定期試験事務における採点や評価、問題作成方法等に影響を与えるおそれがあるとして、法14条5号ハ及び同号柱書きに該当し、不開示とした。

3 審査請求について

上記第2の2（1）のとおり。

4 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、「開示請求者以外の第三者の氏名」について、請求人の求める弁護士相談の相手方の氏名を新たに開示し、また、「答案用

紙採点及び問題毎の配点」については不開示部分のうち、合計得点について開示とした。

「弁護士打ち合わせ内容」については、法14条5号ニに該当するとして、不開示とした。

5 一部開示決定が適当と考える理由

まず、本件、不開示理由については法14条5号ニ「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」により不開示としていたものであるが、まずここで指す「交渉又は争訟」について諮問庁の考えを説明する。

本件開示請求が行われた経緯として、請求人から諮問庁宛に幾つかの質問事項をまとめたメールを送付しており、諮問庁はそのメールに対して幾つかの質問を除き「不回答」とした。本件原処分における開示請求においては、その「回答に係る起案文書・回答のために作成・取得した法人文書」について開示請求が行われたものであり、開示請求という手段を用いて先行事案であるメールの回答を含めたこれまでの諮問庁の不当性を訴えているものであることは明らかである。よって、本件において、諮問庁が「不回答」とした対応への是非そのものについての諮問庁と請求人の間に存在する見解ないし立場の相違が本件開示請求の背景にあり、諮問庁と請求人とはこの点について交渉を重ねている。このような一連の過程を、諮問庁としては「交渉又は争訟」と解釈したものである。

本件不開示箇所は、上記で説明した「交渉又は争訟」における本学の対応方針等を顧問弁護士と打ち合わせた資料であり、諮問庁の今後の方針を決定する極めて重要な情報である。他方で、諮問庁は顧問弁護士へあくまで相談に伺ったものであるため、弁護士打ち合わせ内容に記載の対応に必ずしも拘束されるというわけではなく、諮問庁の今後の対応についても記載の内容と必ずしも一致するとは限らない。その意味で、本件不開示箇所記載の情報は、交渉又は争訟に当たる具体的な事案に即して今後の見通しや対応の可能性を述べたものであり、諮問庁内部で使用するいわゆる未成熟な手の内情報に当たる。そのため、仮に本件不開示箇所を開示した場合においては本学がどのように検討し、その回答に至ったのか、ひいては今後どのように対応する予定であるか、その一端を争訟の相手方へ公にすることとなり、争訟における本学の当事者としての地位が不当に害されるおそれがある。

次に、請求人においては、その先行事案におけるメールを送付する理由となった更に以前の開示請求に遡り、一連の諮問庁の対応の不当性を訴えると同時に諮問庁においては不当な事実があるのであれば素直に認めて開示すべきであり、諮問庁に正当性があると考えれば正々堂々と主

張すれば良いと主張しているが、本件に係る不開示理由については、諮問庁の不当性の有無とは無関係である。仮に本件における一連の経緯に遡り諮問庁に不当な対応という事実があったとしても、だからといって本学の今後の対応方針を公にしなければならないということにはならず、また、正当性があったのであれば堂々と対応方針を公にしなければならないということでもない。

また、請求人は争訟と関わりのない情報については開示すべき、との主張も行っているが、上述のように本件におけるそもそもの「交渉又は争訟」が「不回答」とした対応への是非そのものであり、本件における不開示箇所は諮問庁が「不回答」とするに至った検討情報であるため、争訟と関連のある情報である。

次に、請求人は説明責任の観点から開示すべきとの指摘も併せて行っている。

本件開示対象文書である原議書の文書の構成は、原議書表紙、回答（案）、弁護士打ち合わせ内容、回答後に添付した回答メール本文、の4つから構成されている。

請求人の指摘は回答（案）と弁護士打ち合わせの間にある意思決定の過程を示す文書が存在していないため、その過程を客観的に説明しうる唯一の文書であるとして、弁護士打ち合わせ内容の開示を求めているものである。

しかし、弁護士打ち合わせ内容は、上述のように交渉又は争訟に関するいわゆる未成熟な手の内情報に当たり、それを開示することは交渉又は争訟に係る事務に関し、本学の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると判断し、不開示としたものである。

以上の理由により本件不開示箇所については、交渉又は争訟に係る事務に関し当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法14条5号二に該当し、不開示とした。

6 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした「開示請求者以外の第三者の氏名」について、請求人の求める弁護士相談の相手方の氏名については、開示請求者以外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため、法14条2号に該当するとして不開示としたものであるが、本件弁護士については本学と顧問契約を結んでいる相手であり、審査請求人の指摘するとおり当該情報については事業を営む個人に係る情報に該当し、また法14条3号の不開示情報には該当しない。よって当該情報について、新たに開示することとした。

また、「答案用紙採点及び問題毎の配点」について、答案用紙に記載の合計得点を開示した場合においては、その授業科目における評価基準が推

測され、以降の定期試験事務における採点や評価、問題作成方法等に影響を与えるおそれがあるため法14条5号ハ及び同号柱書きに該当し部分開示としたものであるが、本件文書に含まれる当該科目については、その大部分がシラバスにおいて評価基準を公にしており、また、本学においても成績評価方法や基準についてシラバスへの記載をより明確にする様求めている中、当該科目においてのみ評価基準を公にできない合理的な理由はないものと考え、当該情報について、新たに開示することとした。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月20日 審議
- ④ 同月29日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年8月1日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年9月4日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、文書1ないし文書5に記録された保有個人情報であり、処分庁は、その一部を法14条2号並びに5号柱書き、ハ及びニに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分のうち、弁護士相談の相手方の弁護士の氏名、弁護士との打合せ内容及び審査請求人の答案用紙に記録された合計得点は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、上記弁護士の氏名及び合計得点は開示するが、弁護士との打合せ内容は法14条5号ニに該当し、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件不開示部分について諮問庁は、審査請求人と神戸大学の間の「交渉又は争訟」における神戸大学の対応方針等を顧問弁護士と打ち合わせた際の結果が記録されたものであり、交渉又は争訟に当たる具体的な事案に即して今後の見通しや対応の可能性を述べたものであって、神戸大学内部で使用するいわゆる未成熟な手の内情報に当たるため、これを開示すると、神戸大学がどのように検討し、その回答に至ったのか、ひいては今後どのように対応する予定であるか、その一端を争訟の相手方へ公にすることとなり、争訟における神戸大学の当事者としての地位が不当に害されるおそれがある旨説明する。

(2) 本件対象保有個人情報を見分すると、本件不開示部分には、審査請求人を相手方とする具体的な事案に即した今後の見通しや対応の可能性に関する記載が認められ、これを開示すると、争訟における神戸大学の当事者としての地位が不当に害されるおそれがあるとする上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、本件不開示部分は、法14条5号二に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号並びに5号柱書き、ハ及びニに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同号二に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同号二に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司